

## GMDSS 設備サービス・ステーション

GMDSS 設備サービス・ステーションとは、当協会の会員事業場のうち、国土交通省が船舶検査の方法において定める「GMDSS 設備サービス・ステーションの施設等の基準」(以下「サービス・ステーション基準」という。)に適合し、運輸局(運輸支局)(以下「管海官庁」という。)から「GMDSS 設備サービス・ステーション」としての証明書の交付を受けた事業場をいいます。

### 1. 資格者と GMDSS 設備サービス・ステーション

管海官庁が「GMDSS 設備の整備を行う特定のサービス・ステーションの証明」を行う際に、その基準の一つとして整備業務実施上の責任者及び整備技術者を有することが義務付けられています。

GMDSS 航海用具の整備については業務実施上の責任者及び整備技術者として当協会の「航海用無線設備整備士」の資格がそのまま認められています。

(注) 事業者が GMDSS 救命設備の整備の場合は(社)日本船舶品質管理協会がその整備を行い得るものに対して、資格証明書を交付しています。

### 2. GMDSS 設備サービス・ステーションになると

この GMDSS 設備サービス・ステーションは、所定の「社内整備標準」に従って行った GMDSS 設備(航海用具のみを対象とする。)に係る整備を行い、かつ、その自主検査の結果を書類(チェックシート)で管海官庁または日本小型船舶検査機構の支部あるいは(財)日本海事協会の支部に提出することにより、船舶検査官または検査員の立会いが省略されることになっております。

### 3. GMDSS 設備サービス・ステーションになるためには

GMDSS 設備サービス・ステーションになるためには、サービス・ステーション基準に適合している事業場が管海官庁に、GMDSS 設備サービス・ステーションの証明願を申請して、証明書の交付を受けることが必要です。

サービス・ステーション基準には施設及び設備、責任者及び技術者、社内整備標準、整備実績の4つの要件があり、これらの要件を満たすことが前提条件となります。

### 4. サービス・ステーション基準の要件

#### (1) 施設及び設備

次の施設、試験設備を保有していることが必要です。

施設：試験及び検査を行うために必要な機器並びに備品の保管場所

試験設備：GMDSS 設備の整備に必要な機器・備品

- ・周波数測定器(200MHz以下の周波数の測定が可能なもの)
- ・電力計(30W以下の電力の測定が可能なもの)
- ・テスター
- ・ストップ・ウォッチ

(注) 周波数測定器及び電力計は精度維持のため年1回の校正を必要とします。

#### (2) 責任者及び技術者

次の資格者が在籍していることが必要です。

責任者

整備業務実施上の責任者(1名)として航海用無線設備整備士の資格を保有していること。なお、責任者が不在の間業務を代行する責任者代行(3名まで)を選任しておくことができます。責任者代行も航海用無線設備整備士の資格を保有していること。

技術者

整備技術者としてレーダー、無線機器等の整備経験を3年以上有する者。

#### (3) 社内整備標準

国土交通省の定めた「ナブテックス受信機整備基準」、「高性能グループ呼出受信機整備基準」、「VHF デジタル選択呼出装置整備基準」、「VHF デジタル選択呼出聴守装置整備基準」、「デジタル選択呼出装置整備基準」及び「デジタル選択呼出聴守装置整備基準」に適合する社内整備基準を保有していなければなりません。

(4) 整備実績

GMDSS 設備（航海用具）の対象となる機種の実績が必要で。

5. GMDSS 設備サービス・ステーションの証明書の交付申請手続

GMDSS 設備サービス・ステーションの証明書の交付申請手続は次の要領で行って下さい。

(1) 事業場設備等の実地調査・指導

GMDSS 設備サービス・ステーションになろうとする事業者は、「証明願」を管海官庁に提出しなければなりません、その前に当協会指導員による調査・指導を受けることが必要です。

これは GMDSS 設備サービス・ステーションになろうとする事業者が必要な要件を満たしているか、また証明願などの提出書類が適切であるかを事前に調査・指導するもので、不備な点があれば事前に改善していただくこととなります。

(2) 実地調査・指導の申込み

実地調査・指導を受けようとする事業者は、申込書に指導料（20,000 円）を添えて当協会に申し込んで下さい。

(3) 「証明願」等の作成・提出

実地調査・指導が終了した後に、管海官庁に「証明願」を提出することとなりますが、この提出は以下の手順で行って下さい。

書類の作成

- ・証明願
- ・会社経歴書
- ・施設及び設備の詳細
- ・責任者及び技術者の詳細
- ・航海用無線設備社内整備標準
- ・GMDSS 設備等の整備実績

当協会への提出

当協会に申請書類（写）に記載漏れ、誤りがないかチェックします。

推薦状の交付

当協会では、提出書類に誤りがないことを確認した後、管海官庁あての「推薦状」を申請事業者に送付します。

管海官庁への申請

申請事業者は、提出書類に当協会が送付した「推薦状」を添えて管海官庁に提出して下さい。

6. GMDSS 設備サービス・ステーションの証明書の書換申請について

GMDSS 設備サービス・ステーションの証明書の記載事項に変更が生じた場合は、管海官庁に対して書換申請が必要となります。

(1) サービス・ステーションの名称及び所在地を変更したとき。

(2) 整備業務実施上の責任者を変更したとき。

7. GMDSS 設備サービス・ステーションになった場合の遵守すべき事項

管海官庁から GMDSS 設備サービス・ステーションとして証明書の交付を受けた場合には、次の事項を確実に実行して下さい。

(1) 証明書の写しの交付

管海官庁より証明書を交付された場合は、証明書の写し 1 部を速やかに当協会に送付して下さい。

(2) 装備及び整備の方法

「社内整備標準」の内容を十分に理解し、これに沿った装備工事及び整備を行って下さい。

(3) 試験及び検査の方法

「社内整備標準」に記載されている機器別整備基準に従って、試験及び検査を行って下さい。

(4) 整備記録表の提出

GMDSS 設備の装備、整備、試験及び検査を行い、社内整備標準に適合していることを確認した場合は、GMDSS 設備整備等記録総括表ほか機器別整備記録を3部作成し、管海官庁及び船舶所有者に各1部提出し、1部は事業場の記録として保管しておいて下さい。

(注) 当協会にて下記のチェックシートを販売しております。(刊行物のご案内へ)

- ・ GMDSS 設備等整備記録総括表 (様式 GM-1)
- ・ ナブテックス受信機整備記録 (様式 GM-2)
- ・ 高機能クループ呼出受信機整備記録 (様式 GM-3)
- ・ VHF デジタル選択呼出装置整備記録 超短波帯のデジタル選択呼出装置試験成績表 (様式 GM-4)
- ・ VHF デジタル選択呼出聴守装置整備記録 (様式 GM-5)
- ・ デジタル選択呼出装置 整備記録中短波帯並びに中短波帯及び短波帯のデジタル選択呼出装置 試験成績表 (様式 GM-6)
- ・ デジタル選択呼出聴守装置整備記録 (様式 GM-7)

(5) 書類の保管

GMDSS 設備サービス・ステーションが作成した整備記録は、船舶別、年度別に分類して5年間保管しておいて下さい。

(6) 変更等による届出

管海官庁への届出

次の場合は、管海官庁に届出ることが必要です。

- ・ 施設、機器及び備品類を変更したとき。
- ・ 社内整備標準を変更したとき。(責任者代行の変更を含む)

当協会への届出

管海官庁に変更届けを行った場合は、当協会に対してもその写しを提出して下さい。

(7) 管海官庁の立入り調査

証明書を交付された事業場に対して、管海官庁の立入り調査が行われることになっております。

時期：原則として3ヶ月ごとに行われます。

調査内容

- ・ 整備点検時の立会いの状況
- ・ 施設等の状況：作業場、機器・備品類等の保管状況の調査及び計測器の定期校正の確認
- ・ 整備点検の方法：社内整備標準による試験及び検査の実施状況
- ・ 書類等の保管状況：整備記録等の内容及び保管状況
- ・ 責任者(資格者)及び技術者の構成の確認